

静岡県警察職員安全衛生管理に関する訓令

(令和5年2月20日県本部訓令第5号)

静岡県警察職員安全衛生管理に関する訓令（昭和56年県本部訓令第8号）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、職員の安全及び衛生の管理について必要な事項を定め、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において「特定本部」とは、別表第1に掲げる所属の総称をいう。

2 県警察における事業場（以下単に「事業場」という。）は、別表第2のとおりとする。

なお、この訓令において中部運転免許センターは、運転免許課から東部運転免許センター及び西部運転免許センターを除いたものをいう。

3 この訓令において「清水分庁舎」とは、別表第3に掲げる事業場の総称をいう。

（所属長の責務）

第3条 所属長は、所属職員の安全の確保、健康の管理及び保持増進並びに快適な職場環境の形成に努めなければならない。

（職員の責務）

第4条 職員は、常に最良の健康状態を維持するため、自己の健康管理に努めるとともに、法令等又はこの訓令に基づく職員の安全の確保と健康の保持増進及び快適な職場環境の形成のための措置に従うものとする。

第2章 組織

第1節 安全衛生管理体制

（総括安全衛生管理者）

第5条 県警察に、総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、警務部長をもって充てる。

3 総括安全衛生管理者は、次に掲げる業務を統括管理する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 公務災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- (6) 法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査

及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。

(7) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

4 総括安全衛生管理者は、特定本部における法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者を兼ねるものとする。

5 総括安全衛生管理者に変更があったときは、総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告（じん肺法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第45号)附則第2条の規定による改正前の規則様式第3号）により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第5項に規定する労働基準監督機関の職権を有する者（以下「人事委員会等」という。）に報告しなければならない。

（総括安全衛生管理者の代理者）

第6条 総括安全衛生管理者が事故等により職務を行うことができない場合に、その職務を行わせるため、規則第3条に規定する総括安全衛生管理者の代理者を置く。

2 前項の代理者は、厚生課長をもって充てる。

（安全衛生責任者）

第7条 各所属に、安全衛生責任者を置く。

2 安全衛生責任者は、所属長をもって充てる。

3 安全衛生責任者は、所属職員に係る第5条第3項各号に掲げる業務を行う。

（安全衛生担当者）

第8条 各所属に、安全衛生担当者を置く。

2 安全衛生担当者は、次席等をもって充て、安全衛生責任者を補佐する。

（衛生管理者）

第9条 次に掲げる事業場に、法第12条第1項に規定する衛生管理者を置く。

(1) 特定本部

(2) 鑑識課

(3) 機動捜査隊

(4) 中部運転免許センター

(5) 高速道路交通警察隊

(6) 機動隊

(7) 署

2 衛生管理者は、特定本部にあつては本部長が、その他衛生管理者の設置を要する事業場にあつては当該事業場の安全衛生責任者が、規則第7条第1項に定めるところにより選任する。

3 衛生管理者は、第5条第3項各号に掲げる業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理するものとする。

4 衛生管理者は、規則第11条第1項に規定する衛生に関する必要な措置を講ずるものとする。

5 保健師の資格を有する厚生課の衛生管理者は、前2項に規定するもののほか、事業場

を巡回訪問し、衛生教育、健康相談及び保健指導を行うものとする。

- 6 第5条第5項の規定は、第2項の規定により衛生管理者を選任した場合について準用する。

(安全衛生推進者等)

第10条 次に掲げる事業場に、法第12条の2に規定する安全衛生推進者又は衛生推進者(以下「安全衛生推進者等」という。)を置く。

- (1) 警察音楽隊
- (2) 富士留置施設
- (3) 教養課
- (4) 科学捜査研究所
- (5) 交通管制センター
- (6) 東部運転免許センター
- (7) 西部運転免許センター
- (8) 交通機動隊
- (9) 航空隊
- (10) 浜松市警察部庶務課
- (11) 学校

- 2 安全衛生推進者等は、当該事業場の安全衛生責任者が、規則第12条の3に定めるところにより選任する。

- 3 安全衛生推進者等は、第5条第3項各号に掲げる業務(衛生推進者にあつては、衛生に係る業務に限る。)を担当する。

- 4 第2項の規定により安全衛生推進者等を選任した場合は、安全衛生推進者等選任報告書(様式第1号)により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

- 5 前項に規定する場合において、安全衛生責任者は、安全衛生推進者等の氏名を当該事業場の職員に周知しなければならない。

(作業主任者)

第11条 令第6条各号に掲げる作業を行う事業場に、法第14条に規定する作業主任者を置く。

- 2 作業主任者は、当該事業場の安全衛生責任者が、規則第16条に定めるところにより選任する。

- 3 作業主任者は、令第6条各号に掲げる作業に従事する職員の指揮その他公務災害の防止に関する業務を行う。

- 4 第2項の規定により作業主任者を選任した場合は、作業主任者選任報告書(様式第2号)により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

- 5 前項に規定する場合において、安全衛生責任者は、作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等の措置により、関係職員に周知しなければならない。

(産業医)

第12条 第9条第1項各号に掲げる事業場に、法第13条に規定する産業医を置く。

2 産業医は、特定本部にあっては本部長が、その他産業医の設置を要する事業場にあっては当該事業場の安全衛生責任者が、規則第14条第2項に規定する要件を備えた医師のうちから選任し、本部長が委嘱書（様式第3号）及び承諾書（様式第4号）を交わして、委嘱するものとする。

3 本部長は、産業医としてふさわしくない行為があったと認められるとき、又は産業医を委嘱することが適当でないと認めるときは、産業医の委嘱を取り消すものとする。

4 産業医は、規則第14条第1項及び第3項並びに第15条の規定による職員の健康管理等に関する事項その他の事項を行う。

5 第5条第5項の規定は、第2項の規定により産業医を選任した場合について準用する。

第2節 産業医

(身分)

第13条 産業医の身分は、地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる非常勤の特別職に該当するものとする。

(任期)

第14条 産業医の任期は、委嘱の日から当該日が属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(報酬)

第15条 産業医には、特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号）に基づき、次のとおり報酬を支給する。

(1) 報酬は、月額をもって支給するものとし、支給額は、別に定める額とする。

(2) 報酬の額には、費用弁償を含むものとする。

(災害時の補償)

第16条 産業医の災害補償については、静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年県条例第55号）で定めるところによる。

(情報提供)

第17条 安全衛生責任者は、産業医が職員の健康管理等を適切に行うために必要と認められる事項について、遅滞なく産業医に提供するものとする。

(面接指導結果の記録)

第17条の2 産業医による職員に対する面接指導の結果は、総括安全衛生管理者が別に定める場合を除くほか、面接指導結果記録票（様式第5号）に記録するものとする。

2 安全衛生責任者は、所属職員の面接指導結果記録票を5年間保存するものとする。

(活動状況の報告)

第18条 産業医が置かれる事業場の安全衛生責任者（ただし、特定本部にあっては、厚生課長）は、産業医の活動状況を月ごとに取りまとめ、産業医活動状況報告書（様式第6号）により、当該月の翌月の10日までに厚生課長を経由して、本部長に報告するものと

する。

(産業医業務の依頼)

第19条 産業医が置かれない事業場の安全衛生責任者は、職員の健康管理のため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事業場の区分に応じ、当該各号に定める事業場の産業医に、第12条第4項の事項の全部又は一部を依頼することができる。

- (1) 警察音楽隊、富士留置施設、交通管制センター、航空隊、浜松市警察部庶務課及び学校 特定本部
 - (2) 教養課、科学捜査研究所及び交通機動隊 機動捜査隊
 - (3) 東部運転免許センター及び西部運転免許センター 中部運転免許センター
- 2 当該安全衛生責任者は、前項各号によりがたい場合は、厚生課長と協議の上、他の事業場の産業医に依頼することができるものとする。

第3節 職員安全衛生委員会

(設置)

第20条 事業場のうち、特定本部、清水分庁舎、中部運転免許センター、高速道路交通警察隊、機動隊及び署に職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第21条 委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に関すること。
- (4) 職員の長時間労働による健康障害防止対策に関すること。
- (5) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関する重要事項

(構成)

第22条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、特定本部にあつては厚生課長、清水分庁舎にあつては教養課長、その他委員会を置く事業場にあつては各安全衛生責任者をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、特定本部にあつては総括安全衛生管理者、その他委員会を置く事業場にあつては委員長が指名する者をもって充てる。
 - (1) 衛生管理者 各事業場の衛生管理者のうちから指名する。
 - (2) 産業医 各事業場の産業医のうちから指名する。
 - (3) 安全又は衛生に関し経験を有する者 各事業場の職員のうちから指名する。
- 4 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

(任期)

第23条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任を妨げない。

(会議)

第24条 委員会の会議は、委員長が招集し、毎月1回以上開催するものとする。

2 委員会は、開催の都度、会議の状況を会議記録簿（様式第7号）に記載するものとする。

3 委員長は、開催の都度、遅滞なく、委員会の議事の概要を掲示する等して職員に周知しなければならない。

(調査審議結果)

第25条 委員長は、第21条各号に掲げる事項について調査審議した結果、職員の安全及び衛生に関し、厚生課長を経由して総括安全衛生管理者に意見を述べることができる。

2 清水分庁舎に置かれる委員会は、当該委員会を構成する事業場の安全衛生責任者に対し、調査審議した結果を通知する。

(庶務)

第26条 委員会の庶務は、委員長の属する所属において処理する。

(委任)

第27条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第3章 健康管理

第1節 健康診断等

(健康診断の種類)

第28条 健康診断の種類は、採用時健康診断、定期健康診断、特別健康診断及び臨時健康診断とする。

(採用時健康診断)

第29条 採用時健康診断は、規則第43条の規定に基づき、新たに職員を採用したときに、当該職員に対して実施する。

(定期健康診断)

第30条 定期健康診断は、規則第44条第1項の規定に基づき、全ての職員に対して毎年度1回、定期に実施する。

(特別健康診断)

第31条 特別健康診断は、規則第45条第1項の規定に基づき、令第22条に規定する業務に従事する職員に対して実施する。

2 前項に規定するもののほか、業務の種類、作業の状態等により必要があると認めた職員に対して定期に特別健康診断を実施する。

(臨時健康診断)

第32条 臨時健康診断は、総括安全衛生管理者が健康診断の必要があると認める職員に対して実施する。

(健康診断の項目)

第33条 総括安全衛生管理者は、規則第43条各号又は規則第44条第1項各号に掲げる項目

以外の項目について健康診断を実施しようとするときは、あらかじめ静岡県警察職員健康管理審査会の意見を聴くものとする。

- 2 総括安全衛生管理者は、前項の規定により実施している健康診断の項目を廃止しようとするときは、あらかじめ静岡県警察職員健康管理審査会の意見を聴くものとする。
(受診義務)

第34条 職員は、総括安全衛生管理者が指定する期日又は期間に第29条から第32条までに規定する健康診断（以下単に「健康診断」という。）を受けなければならない。

- 2 やむを得ない事由により健康診断を当該指定する期日又は期間に受診することができない職員は、その事由が消滅したのち、速やかに当該健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を、総括安全衛生管理者の指定する期日までに、安全衛生責任者を經由して総括安全衛生管理者に提出しなければならない。
(保健指導)

第35条 総括安全衛生管理者は、職員の健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める職員に対し、医師、保健師等による保健指導を行うものとする。

(健康診断等の記録)

第36条 総括安全衛生管理者は、職員の健康診断個人結果を5年間保存するものとする。

- 2 安全衛生責任者は、所属職員の健康診断個人結果を5年間保存するものとし、健康管理個人票（様式第8号）とともに管理しなければならない。
 - 3 安全衛生責任者は、所属職員が他の所属へ配置替えを命ぜられたとき、又は退職したときは、速やかに、当該職員の健康管理個人票（当該健康管理個人票とともに管理している健康診断個人結果その他の書類を含む。）を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に送付するものとする。
 - (1) 他の所属に配置換えを命ぜられたとき 異動先の安全衛生責任者
 - (2) 退職したとき 総括安全衛生管理者
- (委任)

第37条 この訓令に定めるもののほか、健康診断等に関し必要な事項は、総括安全衛生管理者が定める。

第2節 長時間労働対策

(長時間労働に対する措置)

第38条 総括安全衛生管理者は、長時間労働対策として、長時間の時間外勤務（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年県条例第8号）第9条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。）により健康への影響が懸念される職員に対して、医師の面接指導を受けさせるものとする。

- 2 前項の医師の面接指導の実施については、別に定める。

第3節 ストレスチェック

(ストレスチェックの実施)

第39条 全ての職員に対し、法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握す

るための検査（以下「ストレスチェック」という。）を、毎年度1回以上、定期に実施する。

（委任）

第40条 この訓令に定めるもののほか、ストレスチェックに関し必要な事項は、総括安全衛生管理者が定める。

第4節 健康管理区分

（健康管理区分）

第41条 健康管理区分は、別表第4に定めるところによる。

（健康管理区分の指定、変更又はその指定の解除）

第42条 総括安全衛生管理者は、職員の疾病を認知したとき、又は職員の健康診断の結果若しくは職員からの申出により、健康管理上必要があると認めるときは、当該職員の健康管理区分を指定し、又は変更する。

2 総括安全衛生管理者は、前項の規定により指定した健康管理区分について、指定の必要がなくなったと認められるときは、指定を解除する。

3 安全衛生責任者は、所属職員の疾病を認知したときは、速やかに、その旨を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

4 総括安全衛生管理者は、第1項及び第2項の規定により健康管理区分を指定し、変更し、又はその指定を解除しようとするときは、静岡県警察職員健康管理審査会の意見を聴かななければならない。

（健康管理区分の指定、変更又はその指定の解除の申請）

第43条 健康管理区分の指定、変更又はその指定の解除を受けようとする職員は、次の各号の区分に従い申請するものとする。

(1) 健康管理区分の指定

- ア 自己に疾患のあることを知り、健康管理区分の指定が必要な場合
- イ 休職中の職員が復職を希望する場合

(2) 健康管理区分の変更

- ア 症状に変化がある場合
- イ 結核性疾患又は精神系疾患の療養中で出勤を希望する場合
- ウ 療休養期間が90日以上で出勤を希望する場合
- エ その他療休養後の出勤に際し、今後健康管理区分の指定が必要と認める場合

(3) 健康管理区分の指定の解除 症状が軽快し、健康管理区分の指定が必要でなくなった場合

2 前項の規定による申請をしようとする職員は、安全衛生責任者を経て総括安全衛生管理者に対し、健康管理区分指定等申請書（様式第9号）により医師の診断書（様式第10号）を添えて申請しなければならない。ただし、健康管理区分Aの申請は除く。

（療休養者の報告）

第44条 安全衛生責任者は、所属職員の傷病による療休養期間が引き続き6日以上にわた

と見込まれるとき、当該職員の療休養に係る報告内容に変更が生じたとき又は当該職員が出勤したときは、速やかに静岡県警察職員情報管理システムに入力し、療休養者の（発生／内容変更／出勤）について（報告）（様式第11号）により総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（健康管理区分の指定、変更又はその指定の解除の通知）

第45条 総括安全衛生管理者は、第42条第1項及び第2項の規定により職員の健康管理区分を指定し、変更し、又はその指定を解除したときは、速やかに、当該職員の安全衛生責任者に対し、健康管理区分指定等通知書（様式第12号）により通知するものとする。

2 第43条第1項の規定による健康管理区分の申請があった場合において、健康管理区分の指定、変更又はその指定の解除をしないときも、前項と同様とする。

（健康管理上の措置等）

第46条 安全衛生責任者は、第45条第1項の規定により通知を受けたときは、直ちに、健康管理区分を当該職員に通知するとともに、健康管理上必要な措置を講じなければならない。

2 健康管理区分が指定されている職員は、前項の措置に従い、自己の健康を回復させるよう努めなければならない。

第5節 静岡県警察職員健康管理審査会

（設置）

第47条 職員の健康診断等に関する事項を調査審議するため、県本部に静岡県警察職員健康管理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第48条 審査会は、総括安全衛生管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 職員の健康管理区分の指定、変更及びその指定の解除に関すること。
- (2) 分限処分に係る心身故障の程度の審査に関すること。
- (3) 職員採用時の健康診断の判定に関すること。
- (4) 静岡県警察の安全衛生施策の推進に関すること。
- (5) 健康診断の項目及び評価基準の変更に関すること。
- (6) その他総括安全衛生管理者が必要と認めた事項

（構成）

第49条 審査会は、審査委員10人以内をもって組織する。

- 2 審査委員は、医師のうちから、本部長が選任する。
- 3 審査委員には、産業医が含まれていなければならない。

（任期）

第50条 審査委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 審査委員は、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第51条 審査会に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ審査委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第52条 審査会の会議は、必要な都度、会長が招集する。

(庶務)

第53条 審査会の庶務は、厚生課において処理する。

(委任)

第54条 この訓令に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が定める。

第4章 雑則

(人事委員会等への報告)

第55条 この訓令に定めるもののほか、人事委員会等に対する規則で定める報告書の提出は、総括安全衛生管理者を経由して行うものとする。

(秘密の保持)

第56条 この訓令の規定により従事する職員は、業務上知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。当該業務に従事する職員でなくなった後においても、同様とする。

附 則

この訓令は、令和5年3月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日県本部訓令第18号)

この訓令は、令和5年3月20日から施行する。

附 則(令和5年5月18日県本部訓令第32号)

この訓令は、令和5年5月18日から施行する。

附 則(令和5年11月6日県本部訓令第48号)

この訓令は、令和5年11月7日から施行する。

附 則(令和6年7月1日県本部訓令第14号)

この訓令は、令和6年7月1日から施行する。

附 則(令和6年12月26日県本部訓令第34号)

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

附 則(令和7年5月27日県本部訓令第21号)

この訓令は、令和7年5月27日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

特定本部

部名	所属名
総 務 部	総務課 広報課（警察音楽隊を除く。） 会計課 施設課 情報技術企画課 留置管理課（富士留置施設を除く。）
警 務 部	警務課 厚生課 監察課 警察相談課
生活安全部	生活安全企画課 人身安全少年課 生活保安課
地 域 部	地域課 通信指令課 機動警ら課
刑 事 部	刑事企画課 捜査第一課 捜査第二課 捜査第三課 捜査支援分析課 組織犯罪対策課 捜査第四課 薬物銃器国際捜査課
交 通 部	交通企画課 交通指導課 交通規制課（交通管制センターを除く。）
警 備 部	公安課 警備課（航空隊を除く。） 緊急事態対策課 外事課
サイバー対策本部	サイバー企画課 サイバー捜査課

別表第 2（第 2 条関係）

事業場	
1	特定本部
2	警察音楽隊
3	富士留置施設
4	教養課
5	鑑識課
6	科学捜査研究所
7	機動捜査隊
8	交通管制センター
9	東部運転免許センター
10	中部運転免許センター
11	西部運転免許センター
12	交通機動隊
13	高速道路交通警察隊
14	航空隊
15	機動隊
16	浜松市警察部庶務課
17	学校
18	署

別表第 3 (第 2 条関係)

清水分庁舎

事業場	
1	教養課
2	鑑識課
3	科学捜査研究所
4	機動捜査隊
5	交通機動隊

別表第 4 (第41条関係)

健康管理区分

健康管理区分			必要な措置の基準	
区分		内容		
勤務措置基準	A	勤務を休む必要があるもの	入院若しくは通院又は自宅における安静加療をさせる。	
	B	勤務に制限を加える必要があるもの	週休日及び休日の勤務、宿直勤務、夜間勤務並びに時間外勤務をさせない。また、必要に応じて勤務場所又は勤務内容を変更する。	激しい運動、長時間の強い緊張を伴う訓練等の勤務のうち、激務と認められるものは、症状に応じて免除することができる。
	C	勤務の負担を軽減する必要があるもの	週休日及び休日の勤務、宿直勤務並びに夜間勤務を軽減させる。また、過度の時間外勤務をさせない。	
	D	平常の勤務でよいもの		
医療指導基準	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医師による適切な治療を受けるように指導等を行う。	
	2	医師による定期的な経過観察を必要とするもの	定期的な経過観察のための通院や再発防止に必要な指導等を行う。	
	3	医師による直接又は間接の医療行為は必要としないが、保健指導や自己管理が必要なものの		